

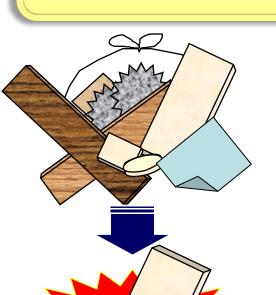
混廃に入れないで!!

法改正

『紙を除外すれば安定型最終処分場への埋立が可能』(平成10年7月16日)

埋立による硫化水素の発生⇒規制強化

紙を除外しても安定型最終処分場への埋立が 『全面禁止』 (平成18年6月1日付)



分別せずに、混合廃棄物として搬出



石膏分が粉状になって全体に付着



管理型最終処分場へ・・・



リサイクルできない石膏ボードも 必ず分別してください

分別のご協力よろしくお願い致します!



建設廃棄物協同組合 TEL:03-5159-8171

石膏ボード選別目安

A品

- 一未使用端材一
- ■異物・付着物が無い状態



B品

- 使用済み端材ー
- ■タッカー、ビスが付着
- •接着剤が付着
- ビニールクロスが付着





クロス付着

C品

- -岩綿吸音板付端材-
- ・岩綿吸音板が付着(アスベストを含まない)
- 石膏ボード入パーティション

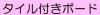


岩綿吸音板付着

D品

- 一管理型処分品一
- 水濡れ、汚れのひどいもの
- ・クロス、岩綿吸音板以外の付着物 (タイル、木、モルタル、金属等があるもの)
- ・ミンチ状に砕けた状態のもの
- 異物が混入し、選別不可能なもの







木くず付きボード

「石膏ボードと間違いやすいもの」



ALC



珪カル板



※上記のものを混入しないように注意してください!